平成２２年（フ）第１０３７号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目18番２号、前住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番22号
破産者　松本　悟司
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００１号
大阪府羽曳野市西浦６丁目２番22号
破産者　高岡　　勉
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
堺市南区三原台２丁８番17号、前住所和歌山県橋本市城山台３丁目42番地の53
破産者　森藤　全啓
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
堺市南区三原台２丁８番17号、前住所和歌山県橋本市城山台３丁目42番地の53
破産者　森藤　一代
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
堺市堺区今池町４丁７番13号　アベニュー今池201号、前住所大阪府八尾市太子堂２丁目３番48号
破産者　宮崎京子こと　李　　京子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1319号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園４丁目１番58―311号
破産者　寺尾　　茂
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１１号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番30号サンハイツ立花103号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目５番22号ビ・プレイス立花201号
破産者　勇島　敏郎
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９９号
兵庫県西宮市越水町10番31―201号
破産者　箱田　徳三
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５００号
兵庫県西宮市越水町10番31―201号
破産者　箱田　陽子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市玉島3119　ムートンピアＢ201号、開始決定時の住民票上の住所岡山県笠岡市十一番町13番地２
破産者　山下　　彰
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
徳島市名東町２丁目679番地の５
破産者　秋山　良彦
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
北九州市八幡西区上の原４丁目17番10号
破産者　岩本哲夫こと　李　　相哲
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６号
青森県十和田市西十五番町10番６号
破産者　芋田眞里子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６１号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字日影名目利88番地
破産者　中家　照子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第５９号
秋田県能代市久喜沢字館下88番地５
破産者　大髙イチ子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３４号
茨城県龍ケ崎市4097番地６　グレーシア新町106号室、前住所茨城県取手市桜が丘３丁目18番11号
破産者　植村　　昇
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市赤山町２丁目229番地10
破産者　岡田ひとみ
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
新潟県五泉市南本町３丁目２番50号
破産者　五十嵐博子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３５号
新潟市中央区文京町15番30号　メゾン文京３―Ｃ
破産者　近藤　修也
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部